



埼玉県報

第13号
令和元年(2019年)
6月18日
火曜日

目次

告示

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 小林栢間土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 安戸・田宮土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 三田ヶ谷土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 嵐山中部土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 幸手都市計画土地地区画整理事業の都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 一般国道254号の供用の開始（朝霞県土整備事務所）

正誤

- 埼玉県規則第53号中訂正（出納総務課）
- 埼玉県訓令第7号中訂正（出納総務課）

告 示

埼玉県告示第百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年六月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール春日部

埼玉県春日部市大字下柳字森田四百二十番地―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外計百七者

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外計九十七者

ハ 変更年月日

平成三十一年四月二十日外

ニ 届出年月日

令和元年六月五日

二 縦覧期間

令和元年六月十八日から令和元年十月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年六月十八日から令和元年十月十八日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
小林栢間土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及
び住所について、次のとおり届出があった。

令和元年六月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	原 敏夫	埼玉県久喜市菖蒲町小林二千八百八十五番地
同	伊藤 光三	同 菖蒲町新堀二千六百二十四番地二
同	島田 三夫	同 菖蒲町小林二千二百八十六番地
同	加藤 恒夫	同 二千四百十五番地
同	長谷部 富雄	同 三千七百五十六番地一
同	北沢 文夫	同 四千四百六十八番地
同	島田 欣宏	同 三千七十七番地
同	服部 和雄	同 三千三百十七番地
同	伊藤 克美	同 菖蒲町新堀三百四十六番地
同	台 祀夫	加須市下種足三十六番地
同	岡田 光市	久喜市菖蒲町上栢間三千二百九十六番地
同	野川 信幸	同 菖蒲町小林三千八百三十八番地
同	森田 静也	同 菖蒲町柴山枝郷千八百二十九番地
同	吉田 正行	同 菖蒲町小林千二百二十五番地
同	大塚 敏雄	同 千三百四十六番地
同	塚越 賢二	同 菖蒲町柴山枝郷千四百三十九番地
同	井上 敬雄	同 百七十四番地
同	辻 正	同 菖蒲町下栢間二千四百十六番地
同	嶋田 保	同 二千七十番地
同	関根 良祐	同 二千七百番地
監事	岩崎 嗣雄	同 菖蒲町小林三千五百九十七番地
同	遠藤 富造	同 菖蒲町新堀六百十二番地
同	進藤 貴一	白岡市柴山九百五十九番地
同	関口 正二	久喜市菖蒲町下栢間二千百三十三番地二
同	石井 均	同 菖蒲町柴山枝郷千七百七番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	原 敏夫	埼玉県久喜市菖蒲町小林二千八百八十五番地
同	伊藤 光三	同 菖蒲町新堀二千六百二十四番地二
同	服部 秋雄	同 菖蒲町小林三千三百十二番地
同	小林 正雄	同 同 三千二百九十番地
同	長谷部 富雄	同 同 三千七百五十六番地一
同	高橋 清一	同 同 四千四百六十四番地
同	島田 欣宏	同 同 三千七十七番地
同	島田 勝造	同 同 二千三百八十二番地
同	伊藤 克美	同 菖蒲町新堀三百四十六番地
同	加藤 保夫	同 加須市下種足五百三番地
同	岡田 光市	同 久喜市菖蒲町上栢間三千二百九十六番地
同	野川 信幸	同 同 菖蒲町小林三千八百三十八番地
同	森田 静也	同 同 菖蒲町柴山枝郷千八百二十九番地
同	山崎 昇	同 同 菖蒲町小林千二百二十八番地
同	長谷川 菊雄	同 同 千三百十六番地
同	塚越 孝一	同 同 菖蒲町柴山枝郷千五百二十九番地
同	井上 敬雄	同 同 百七十四番地
同	藤村 昇	同 同 菖蒲町下栢間二千三百六十九番地二
同	嶋田 保	同 同 二千七十番地
同	関根 文雄	同 同 三千二百九十四番地三
監事	岩崎 操	同 同 菖蒲町小林三千六百七十五番地
同	倉持 晴一	同 同 菖蒲町新堀七百五十三番地
同	廿浦 茂	同 蓮田市大字高虫千百四十五番地
同	関口 昭一	同 久喜市菖蒲町下栢間二千二百四番地
同	松本 孝治	同 同 菖蒲町柴山枝郷千六百五十七番地

告 示

埼玉県告示第百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和元年六月十四日認可した。

令和元年六月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

安戸・田宮土地改良区

二 事務所所在地

杉戸町

告 示

埼玉県告示第百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和元年六月十四日認可した。

令和元年六月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

三田ヶ谷土地改良区

二 事務所所在地

羽生市

告示

埼玉県告示第百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和元年六月十四日認可した。

令和元年六月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

嵐山中部土地改良区

二 事務所所在地

嵐山町

告 示

埼玉県告示第百六十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和元年六月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一七―十六―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県三郷市花和田字上井堀外、字助野、字木ノ下の各一部

埼玉県三郷市谷口字助野、字木之下の各一部

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一万二千四百四十六立方メートル

告 示

埼玉県告示第百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により宮代町から幸手都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和元年六月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年六月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年六月十八日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原秀行

<p>二百五十四号</p>	<p>路線名</p>
<p>朝霞市大字根岸字下手町四八八番一 先から同市大字下内間木字散在一四七 八番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和元年六月十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平 成 四 年 十 一 月 二 十 七 日 付 け 埼 玉 県 告 示 第 千 六 百 十 九 号 及 び 平 成 二 十 四 年 十 一 月 三 十 日 付 け 埼 玉 県 朝 霞 県 土 整 備 事 務 所 長 告 示 第 十 七 号 で 告 示 し た 道 路 予 定 区 域 の 一 部 供 用 開 始 で あ る 。 延 長 八 三 〇 ・ 〇 〇 メ ー ト ル</p>	<p>備 考</p>

正 誤

埼玉県規則第五十三号（平成三十一年三月二十九日第三千九十二号）中訂正

ページ 行
五 前から二

誤

「	専 号 コード 6	年度 7	8	」
---	--------------------	---------	---	---

に改め

正

「	専 号 コード 6	年度 7	8	」
---	--------------------	---------	---	---

に改める。

正 誤

埼玉県訓令第七号（平成三十一年三月二十九日第三千九十二号）中訂正

ページ 行

一 前から一

誤

埼玉県訓令第七号

正

埼玉県会計管理者訓令第一号